

加東市被災者支援制度の
しおり

令和3年8月

加 東 市

被災者支援制度のご案内

風水害や地震災害に対し、その被害の程度によって支援制度を受けられる場合がありますので、ご紹介します。

ここでの記述は概要にとどめていますが、被災後にはホームページ等で各制度の詳細を広報します。

	支援制度	担当部署	ページ
1給付	災害弔慰金	健康福祉部福祉総務課	1
	災害障害見舞金	健康福祉部福祉総務課	1
	被災者生活再建支援金	健康福祉部福祉総務課	2
	市災害見舞金	健康福祉部福祉総務課(※)	2
	市死亡弔慰金	健康福祉部福祉総務課(※)	2
	県災害援護金	健康福祉部福祉総務課(※)	2
	県死亡見舞金	健康福祉部福祉総務課(※)	3
	日本赤十字社災害見舞金	健康福祉部福祉総務課	3
	日本赤十字社救援物資	健康福祉部福祉総務課	3
	社会福祉協議会災害見舞金	加東市社会福祉協議会	3
2貸付	災害援護資金	健康福祉部福祉総務課	3
	生活福祉資金(福祉資金)	加東市社会福祉協議会	3
	生活福祉資金(緊急小口資金)	加東市社会福祉協議会	4
3税金	個人の市民税の減免	総務財政部税務課	4
	国民健康保険税(所得割額)の減免	市民協働部保険医療課	4
	固定資産税の減免	総務財政部税務課	5
	市税の徴収猶予	総務財政部税務課	5
4年金・医療費・保険	国民年金保険料の免除	市民協働部保険医療課	5
	福祉医療費一部負担金の免除	市民協働部保険医療課	5
	高齢重度障害者医療費一部負担金の免除	市民協働部保険医療課	6
	後期高齢者医療一部負担金の免除と徴収猶予	市民協働部保険医療課	6
	後期高齢者医療保険料の減免	市民協働部保険医療課	7
	国民健康保険一部負担金の減免と徴収猶予	市民協働部保険医療課	7
5福祉	介護保険料の減免と徴収猶予	健康福祉部高齢介護課	7
	介護サービス費等の特例	健康福祉部高齢介護課	8
6農業	農林漁業セーフティネット資金	産業振興部農政課	8
	農地災害復旧事業	産業振興部農地整備課	8
	農業用施設災害復旧事業	産業振興部農地整備課	9
7治山	林地崩壊防止事業	産業振興部農地整備課	9
	災害関連緊急治山事業	産業振興部農地整備課	9
	県単独県営治山事業	産業振興部農地整備課	9
	県単独補助治山事業	産業振興部農地整備課	10
8上下水道	水道料金等の減免	上下水道部管理課	10
	下水道使用料の減免	上下水道部管理課	10
	下水道事業受益者負担金の徴収猶予	上下水道部管理課	10
9教育	就学援助制度	教育振興部教育総務課	10
10り災証明	り災証明書発行	総務財政部税務課(※)	10

なお、担当部署欄に「(※)」を記載している被災者支援制度については、災害の規模により、総務財政部防災課(0795-43-0403)で担当する場合があります。

1給付

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
災害弔慰金	<p>災害により亡くなられた方の遺族に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者が生計を主として維持していた場合…500万円以内 ・その他の場合…250万円以内 	<p>【適用条件(災害)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内において住居の滅失した世帯の数が5以上発生した災害 ・県内において住居の滅失した世帯の数が5以上の市町が3以上ある災害 ・被害が発生した市町をその区域に含む県の区域内において生じた災害であって、災害救助法による救助が行われたもの ・災害救助法による救助が行われた市町をその区域に含む府県が2以上ある災害 <p>【対象者】</p> <p>亡くなられた方の遺族</p> <p>[順位]①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母</p> <p>【支給の制限(支給されない場合)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該死亡者の死亡がその方の故意または重大な過失により生じたものである場合 ・警察表彰規則、消防表彰規程、賞じゅつ金に関する訓令に基づく賞じゅつ金や特別賞じゅつ金が支給される場合 ・その他市長が支給することが適当でないと認める場合 	福祉総務課 0795-43-0408
災害障害見舞金	<p>災害により心身に重度の障害を受けた方に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計を主として維持していた場合…250万円以内 ・その他の場合…125万円以内 	<p>【適用条件(災害)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内において住居の滅失した世帯の数が5以上発生した災害 ・県内において住居の滅失した世帯の数が5以上の市町が3以上ある災害 ・被害が発生した市町をその区域に含む県の区域内において生じた災害であって、災害救助法による救助が行われたもの ・災害救助法による救助が行われた市町をその区域に含む府県が2以上ある災害 <p>【対象者】</p> <p>災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったときに精神または身体に障害がある方</p> <p>【支給の制限(支給されない場合)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該障害を受けた方の障害がその方の故意または重大な過失により生じたものである場合 ・警察表彰規則、消防表彰規程、賞じゅつ金に関する訓令に基づく賞じゅつ金や特別賞じゅつ金が支給される場合 ・その他市長が支給することが適当でないと認める場合 	福祉総務課 0795-43-0408

1給付

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
被災者生活再建支援金	<p>住家の被害程度と再建方法に応じて支給</p> <p>①被害程度による支援金(基礎支援金) 全壊、解体、居住不能…100万円 大規模半壊…50万円</p> <p>②再建方法による支援金(加算支援金) 建設・購入…200万円 補修…100万円 賃借…50万円</p> <p>※ただし、世帯人数が1人の場合は上記支給額の3/4</p>	<p>【適用条件(災害)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内において住宅全壊被害の数が10世帯以上発生した災害 ・県内において住宅全壊被害の数が100世帯以上発生した災害 <p>※この他にも県内他市町や他都道府県の被災程度によって適用になる場合があり、適用される場合は兵庫県の公示がある。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊または半壊した世帯 ・住宅が災害により危険な状態となり、居住不能な状態が長期間継続している世帯 	<p>福祉総務課 0795-43-0408</p> <p>(公財)都道府県センター 被災者生活再建支援基金部 03-5212-9111</p>
市災害見舞金	<p>住家の被害程度により支給</p> <p>全壊、全焼、流出…10万円 半壊、半焼…5万円 床上浸水…5万円 床下浸水…1.5万円 水損(消火活動による家財道具等の被害)…3万円</p>	<p>【適用条件(災害)】</p> <p>暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により生ずる被害や火災</p> <p>【対象者】</p> <p>被害を受けた当時、市内に居住し、住民基本台帳に記録されている世帯主</p> <p>【支給の制限(支給されない場合)】</p> <p>被害が被災者の故意または重大な過失により生じた場合</p>	<p>福祉総務課 0795-43-0408</p> <p>(※)</p>
市死亡弔慰金	<p>災害により亡くなられた方の遺族に、死亡者1人につき10万円を支給</p>	<p>【適用条件(災害)】</p> <p>暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により生ずる被害や火災</p> <p>【対象者】</p> <p>亡くなられた方の遺族</p> <p>【支給の制限(支給されない場合)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該死亡者の死亡がその方の故意または重大な過失により生じたものである場合 ・災害弔慰金の支給が遺族にあった場合 	<p>福祉総務課 0795-43-0408</p> <p>(※)</p>
県災害援護金	<p>被災者の重症程度と住宅の被災程度とにより支給</p> <p>①重症の被災者(1人につき)…3万円 ②自然災害による全壊、全焼、流出…20万円 自然災害による半壊、半焼…10万円 自然災害による床上浸水…5万円 自然災害による一部損壊…5万円 その他の災害による全壊、全焼…5万円 その他の災害による半壊、半焼…3万円</p>	<p>【適用条件(災害)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内市町において、1つの市町内で被害数が5以上ある自然災害 ・災害救助法による救助が実施されたその他の災害 ・知事が特に必要があると認めたその他の災害 <p>【対象者】</p> <p>当該災害の重症者と被災世帯主</p>	<p>福祉総務課 0795-43-0408</p> <p>兵庫県加東健康福祉事務所監査・福祉課 0795-42-9361</p> <p>(※)</p>

1給付

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
県死亡見舞金	災害により亡くなられた方の遺族に、死亡者1人につき自然災害であれば20万円、他の災害であれば10万円を支給	<p>【適用条件(災害)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害 ・災害救助法による救助が実施されたその他の災害 ・知事が特に必要があると認めたその他の災害 <p>【対象者】 亡くなられた方の遺族</p> <p>【支給の制限(支給されない場合)】 災害弔慰金の支給が遺族にあった場合</p>	<p>福祉総務課 0795-43-0408</p> <p>兵庫県加東健康福祉事務所監査・福祉課 0795-42-9361</p> <p>(※)</p>
日本赤十字社 災害見舞金	災害により亡くなられた方の遺族に、死亡者1人につき2万円を支給	<p>【適用条件(災害)】 災害救助法の適用を受けていない災害</p> <p>【対象者】 亡くなられた方の遺族</p> <p>【支給の制限(支給されない場合)】 当該死亡者の死亡がその方の故意、不正な行為、または職務中により生じたものである場合</p>	<p>福祉総務課</p> <p>日本赤十字社 兵庫県支部加東地区 0795-43-0408</p>
日本赤十字社 救援物資	避難者や被災直後の生活困窮者に救援物資として毛布や緊急セットを支給	<p>【適用条件(災害)】 風水害、地震等の自然災害や火災</p> <p>【対象者】 住宅が全壊、全焼、流出した方、家財が使用不可となった方、避難者など</p>	<p>福祉総務課</p> <p>日本赤十字社 兵庫県支部加東地区 0795-43-0408</p>
社会福祉協議会 災害見舞金	住居の被害程度により、被災者に次のとおり見舞金を交付する。 -全焼…2万円 -半焼…1万円 -床上浸水…2万円 -床下浸水…1万円	<p>【適用条件(災害)】 火災または水害</p> <p>【対象者】 罹災した市民(世帯)(その他(福)加東市社会福祉協議会会长が認定する罹災世帯)</p>	<p>(福)加東市社会福祉協議会 0795-42-2006</p>

2貸付

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
災害援護資金	被害の程度により最大350万円の貸付を行う。 ※詳細は制度対象となる災害被災後にホームページに掲載する。	<p>【適用条件(災害)】 県内市町で災害救助法が適用された災害</p> <p>【対象者】 災害により、負傷または住居、家財に被害を受けた方</p> <p>【貸付申請期限】 被災日の属する月の翌月1日から3か月以内</p>	<p>福祉総務課 0795-43-0408</p>
生活福祉資金 (福祉資金)	低所得世帯等に被災により必要となる経費について、最大150万円の貸付を行う。 ※詳細は(福)兵庫県社会福祉協議会発行のパンフレット「生活福祉資金 福祉資金のしおり」とおり	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯 ・災害援護資金の適用条件に満たない自然災害に被災した世帯 ・火災等自然災害以外の被害を受けた世帯 <p>【貸付申請期限】 被災日の属する月の翌月1日から6か月以内</p>	<p>(福)加東市社会福祉協議会 0795-42-2006</p>

2貸付

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
生活福祉資金 (緊急小口資金)	<p>低所得世帯が被災により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に最大10万円の貸付を行う。</p> <p>※詳細は(福)兵庫県社会福祉協議会発行のパンフレット「生活福祉資金 緊急小口資金のしおり」のとおり</p>	<p>【対象者】 低所得世帯</p>	(福)加東市社会福祉協議会 0795-42-2006

3税金

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
個人の市民税 の減免	全部免除	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により死亡した方 ・災害により、生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった方 	税務課 0795-43-0396
	10分の9減免	<p>【対象者】 災害により障害者になった方</p>	
	納税義務者の所有する住宅や家財が災害による損害を受けた場合 (※所得金額や損害の程度により減免割合が異なる)	<p>【対象者】 前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、災害により受けた損害の金額が、その住宅や家財の価格の10分の3以上の方</p>	
	冷害、凍霜害、干害等による農作物の災害を受けた場合 (※所得金額により減免割合が異なる)	<p>【適用条件(災害)】 冷害、凍霜害、干害等</p> <p>【対象者】 前年中の合計所得が1,000万円以下で、農作物の災害を受け、農作物の減収による損失額の合計額が平年の収入額の10分の3以上の方</p>	
国民健康保険税 (所得割額) の減免	全部免除	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により死亡した方 ・災害により、生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった方 	保険医療課 0795-43-0500
	10分の9減免	<p>【対象者】 災害により障害者になった方</p>	
	納税義務者の所有する住宅や家財が災害による損害を受けた場合 (※所得金額や損害の程度により減免割合が異なる)	<p>【対象者】 前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、災害により受けた損害の金額が、その住宅や家財の価格の10分の3以上の方</p>	
	冷害、凍霜害、干害等による農作物の災害を受けた場合 (※所得金額により減免割合が異なる)	<p>【適用条件(災害)】 冷害、凍霜害、干害等</p> <p>【対象者】 前年中の合計所得が1,000万円以下で、農作物の災害を受け、農作物の減収による損失額の合計額が平年の収入額の10分の3以上の方</p>	

3税金

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
固定資産税の減免	災害により農地又は宅地に損害を受けた場合（※損害の程度により減免割合が異なる） 災害により家屋に損害を受けた場合（※損害の程度により減免割合が異なる）	【対象者】 災害により損害を受けた固定資産（農地、宅地、家屋）の納税義務者	税務課 0795-43-0395
市税の徴収猶予	納税者等の所有する財産が災害により被害を受けた場合、1年度限度として市税の徴収猶予を行う。	【適用条件（災害）】 震災、風水害、火災その他の災害 【対象者】 災害により所有する財産に被害を受け、一時に納付納入することができないと認められる者	税務課 0795-43-0398

4年金・医療費・保険

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
国民年金保険料の免除	災害により保険料を納付することが著しく困難であるとき、申請により、保険料の免除を行う。	【適用条件（災害）】 震災、風水害、火災その他これらに類する災害 【対象者】 所有する財産の被害金額が、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた被保険者	保険医療課 0795-43-0501 日本年金機構 明石年金事務所 078-912-4983
福祉医療費一部負担金の免除	災害など特別の理由により、支払うことが困難であると認められる場合、福祉医療費一部負担金を免除する。	【適用条件（災害）】 震災、風水害、火災その他これらに類する災害 【対象者】 ・住宅、宅地その他の財産について大規模半壊以上の損害を受けた受給対象者と所得等判定対象者 ・属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重度障害者となった受給対象者 ・属する世帯の主たる生計維持者について、推計合計所得額に12分の1を乗じて得た額が基準生活費に100分の135を乗じて得た額以下に減少した受給対象者 【免除の制限（免除しない範囲）】 国民健康保険で減免が行われている範囲 【適用条件（災害）】 干ばつ、冷害、凍霜害等 【対象者】 受給対象者の属する世帯の主たる生計維持者について、農作物の不作その他これらに類する事由により推計合計所得額に12分の1を乗じて得た額が基準生活費に100分の135を乗じて得た額以下に減少した受給対象者 【免除の制限（免除しない範囲）】 国民健康保険で減免が行われている範囲	保険医療課 0795-43-0501 保険医療課 0795-43-0501 保険医療課 0795-43-0501

4年金・医療費・保険

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
高齢重度障害者医療費一部負担金の免除	災害など特別の理由により、支払うことが困難であると認められる場合、高齢重度障害者医療費一部負担金を免除する。	<p>【適用条件(災害)】 震災、風水害、火災その他これらに類する災害</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅、宅地その他の財産について大規模半壊以上の損害を受けた受給対象者と所得等判定対象者 ・属する世帯の主たる生計維持者が死亡または高齢重度障害者、重度障害者となった受給対象者 ・属する世帯の主たる生計維持者について、推計合計所得額に12分の1を乗じて得た額が基準生活費に100分の135を乗じて得た額以下に減少した受給対象者 <p>【免除の制限(免除しない範囲)】 後期高齢者医療で減免が行われている範囲</p>	保険医療課 0795-43-0501
		<p>【適用条件(災害)】 干ばつ、冷害、凍霜害等</p> <p>【対象者】 受給対象者の属する世帯の主たる生計維持者について、農作物の不作その他これらに類する事由により推計合計所得額に12分の1を乗じて得た額が基準生活費に100分の135を乗じて得た額以下に減少した受給対象者</p> <p>【免除の制限(免除しない範囲)】 後期高齢者医療で減免が行われている範囲</p>	保険医療課 0795-43-0501
後期高齢者医療一部負担金の免除と徴収猶予	災害など特別の理由により、一時的に医療費を支払うことが困難な場合に一部負担金の免除や徴収猶予を行う。	<p>【適用条件(災害)】 震災、風水害、火災その他これらに類する災害</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免除…家財またはその他の財産について、その財産の価格の概ね2分の1以上の損害を受けた被保険者 <p>【適用条件(災害)】 干ばつ、冷害、凍霜害等</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免除…属する世帯の主たる生計維持者について、実収月額(生活保護法に基づく保護の要否判定に用いられる収入認定額)が、基準生活費に100分の135を乗じて得た額以下の世帯に属する被保険者 ・徴収猶予…属する世帯の主たる生計維持者について、実収月額(生活保護法に基づく保護の要否判定に用いられる収入認定額)が、基準生活費に100分の135を乗じて得た額を超える100分の170を乗じて得た額以下の世帯に属する被保険者 	保険医療課 0795-43-0501

4年金・医療費・保険

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
後期高齢者医療保険料の減免	災害等などで保険料を納めることができない方の保険料について ・損害の程度が全壊または5割以上…全部免除 ・損害の程度が半壊または2割以上5割未満、床上浸水2割以上…半額減免	【適用条件(災害)】 震災、風水害、火災その他これらに類する災害 【対象者】 災害などにより、住宅または家財について2割以上の損害を受けた被保険者または世帯主が属する世帯の被保険者	保険医療課 0795-43-0501
国民健康保険一部負担金の減免と徴収猶予	災害など特別の理由により、生活が著しく困難となった場合、月平均所得金額の生活保護基準に対する割合に応じて、医療機関等での一部負担金の減免や徴収猶予を行う。	【適用条件(災害)】 震災、風水害、火災その他これらに類する災害 【対象者】 死亡し、障害者となり、または資産に重大な損害を受けた一部負担金の納付の義務を負う世帯主または世帯に属する者	保険医療課 0795-43-0500

5福祉

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
介護保険料の減免と徴収猶予	災害により損害を受け、介護保険料の納付が困難となる方について、減免及び徴収猶予を行う。 ・被災日の属する年度の前年の世帯所得が250万円以下の方…6月まで猶予。また、損害の程度が10分の5以上であれば、被災した月から当該年度の末日に属する月までを全額免除し、10分の3以上10分の5未満であれば、2分の1減免する。 ・被災日の属する年度の前年の世帯所得が250万円を超える方…4月まで猶予。また、損害の程度が10分の5以上であれば、被災した月から当該年度の末日に属する月までを2分の1減免し、10分の3以上10分の5未満であれば、4分の1減免する。	【適用条件(災害)】 震災、風水害、火災その他これらに類する災害 【対象者】 65歳以上の第1号被保険者やその方の属する世帯の生計を維持する方のうち、住宅、家財やその他の財産に著しい損害を受け、その損害額が住宅等の価格の10分の3以上の方 【減免の制限】 前年の世帯所得が500万円以下の方に限り、減免 【徴収猶予の制限】 前年の世帯所得が1,000万円以下の方に限り、徴収猶予	高齢介護課 0795-43-0440

5福祉

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
介護サービス費等の特例	<p>災害により損害を受け、介護サービス費等の支払いが困難となる方について、被災日の属する月から6か月間の介護保険給付割合を引き上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災日の属する年度の前年の世帯所得が250万円以下の方…損害の程度が10分の5以上であれば全額、10分の3以上10分の5未満であれば100分の97 ・被災日の属する年度の前年の世帯所得が250万円を超える方…損害の程度が10分の5以上であれば100分の97、10分の3以上10分の5未満であれば100分の95 	<p>【適用条件(災害)】 震災、風水害、火災その他これらに類する災害</p> <p>【対象者】 要介護(要支援)被保険者やその方の属する世帯の生計を維持する方のうち、住宅、家財やその他の財産に損害を受け、その損害額が住宅等の価格の10分の3以上の方</p> <p>【特例の制限】 前年の世帯所得が500万円以下の方に限り、特例適用</p>	高齢介護課 0795-43-0440

6農業

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
農林漁業セーフティネット資金	<p>自然災害により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために最大600万円の長期融資を行う。</p> <p>※詳細は(株)日本政策金融公庫によるパンフレット「農林漁業セーフティネット資金の概要」のとおり</p>	<p>【適用条件(災害)】 台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害</p> <p>【対象者】 認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者、集落営農組織</p>	農政課 0795-43-0518 (株)日本政策金融公庫神戸支店 078-362-8451
農地災害復旧事業	<p>大雨や台風により被災し、機能を喪失した農地の復旧工事を、被災者に代わって実施する。復旧工事費の50%を補助し、残りの50%は被災者負担。(ただし、災害規模により、補助率のかさ上げ措置がある。)</p>	<p>【適用条件(災害)】 暴風、洪水、地震その他の異常な天然現象により被害の生じた災害(例:1時間の降雨量がおおむね20mm以上の大雨)</p> <p>【対象者】 耕作が行われている農地の所有者または耕作者</p>	農地整備課 0795-43-0519

6農業

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
農業用施設災害復旧事業	大雨や台風により被災し、機能を喪失した農業用施設の復旧工事を、被災施設の管理者に代わって実施する。復旧工事費の65%を補助し、残りの35%は施設管理者負担。(ただし、災害規模により、補助率のかさ上げ措置がある。)	<p>【適用条件(災害)】 暴風、洪水、地震その他の異常な天然現象により被害の生じた災害(例:1時間の降雨量がおおむね20mm以上の大雪)</p> <p>【対象者】 耕作が行われている複数の農地の維持に必要な施設の管理者(区長、農会長、水利組合長)</p>	農地整備課 0795-43-0519

7治山

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
林地崩壊防止事業	激甚災害により集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれのあるものの復旧整備を行う。200万円以上の事業規模を要し、事業費の75%を補助し、残りの25%は受益者負担。	<p>【適用条件(災害)】 激甚災害法により指定された災害</p> <p>【対象者】 ・山林所有者</p> <p>【保全対象】 ・林地崩壊が発生または拡大したもの。 ・人家2戸以上 ・公共施設 (土地変質変更行為等による山地荒廃に起因したもの、土砂の排除のみのもの、事業費に対して効果の小さいものは採択除外)</p>	農地整備課 0795-43-0519
災害関連緊急治山事業	災害により新たに発生または拡大した荒廃山地またはなだれ発生地の復旧整備を行う。600万円以上の事業規模を要し、事業費の100%を補助する。	<p>【対象者】 ・山林所有者</p> <p>【保全対象】 ・鉄道、高速道路、国・県・市道のうち迂回路のないもの ・官公署、学校、病院等 ・農地・農道、ため池、用排水施設 ・人家10戸以上 (違法伐採、土石採取等による山地荒廃に起因したもの、事業費に対して効果の小さいものは採択除外)</p>	農地整備課 0795-43-0519
県単独県営治山事業	県が指定する山地災害危険地内において、自然災害で被害を受け、崖地崩壊した山地の復旧整備を行う。200万円以上、7,000万円未満の事業規模を要し、事業費の90%を補助し、残りの10%は受益者負担。	<p>【対象者】 ・山林所有者</p> <p>【保全対象】 ・主要公共施設(市道を除く。) ・農地またはため池、用排水施設 ・人家5戸以上 (違法伐採、土石採取等による山地荒廃に起因したもの、事業費に対して効果の小さいものは採択除外)</p>	農地整備課 0795-43-0519

7治山

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
県単独補助治山事業	自然災害で被害を受け、崖地崩壊した山地の復旧整備を行う。200万円以上、7,000万円未満の事業規模を要し、事業費の3分の2を補助し、残りの3分の1は受益者負担。	【対象者】 ・山林所有者 【保全対象】 ・市が管理する公共施設 ・人家1戸以上5戸未満 (違法伐採、土石採取等による山地荒廃に起因したもの、事業費に対して効果の小さいものは採択除外)	農地整備課 0795-43-0519

8上下水道

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
水道料金等の減免	災害により、給水契約者が料金を納付することが困難であるとき、減額又は免除する。	【対象者】 給水契約者	管理課 0795-43-0533
下水道使用料の減免	災害により、下水道を使用している被災者が生活困窮の状況にあるとき、減額又は免除する。	【対象者】 下水道使用者	管理課 0795-43-0533
下水道事業受益者負担金の徴収猶予	災害が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であると認められるとき、負担金の徴収を猶予する。	【適用条件(災害)】 震災、風水害、火災その他の災害 【対象者】 負担金を納付することが困難であると認められる受益者	管理課 0795-43-0533

9教育

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
就学援助制度	災害により就学が困難となつた児童生徒の保護者に対し、学校で必要な費用の一部を援助する。	【対象者】 災害により、 ・保護者及びその世帯員が市民税、国民健康保険税、固定資産税、個人事業税のいずれかの減免を受けた児童生徒の保護者 ・国民年金保険料の全額免除を受けた保護者	教育総務課 0795-43-0540

10り災証明

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先 申請窓口
り災証明書発行	被災者にり災証明書を発行する。	【対象者】 自然災害により住家等に被害を受けた方	税務課 0795-43-0395 (※)